# 千葉県成年後見制度利用促進
# 権利擁護支援総合アドバイザー派遣事業実施要領

## １　目　　的

成年後見制度利用開始に向けた調整時や利用開始後に生じた支援困難事案について、市町村から相談を受ける窓口を設置し、権利擁護支援に関する総合的な助言を行う、「権利擁護支援総合アドバイザー」の派遣を行い、市町村を支援することを目的とする。

## ２　実施主体

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（千葉県委託事業）

## ３　事業内容

市町村、市町村社会福祉協議会または市町村が委託する中核機関等からの要請に基づき、成年後見制度の利用に係る支援困難事案への対応について、専門的な助言を行うアドバイザーの派遣を行う。

（１）アドバイザーによる支援内容

ア　個別ケース会議や受任調整会議等における支援困難事案に対する助言

イ　成年後見制度利用後に生じた支援困難事案（成年被後見人等を支える権利擁護支援チームの課題等）に対する助言

ウ　その他、千葉県が必要と認めた相談に対する助言

（２）アドバイザー

市町村等からの希望及び相談内容に応じて、次の団体から選出する。

① 千葉県弁護士会 高齢者・障がい者支援センター
② 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部
③ 千葉県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあ千葉
④ その他、千葉県が適当と認めた者

（３）経費

① アドバイザー派遣の経費（謝金及び交通費）は千葉県社会福祉協議会（以下、「県社協」）が負担する。
② 実施に係る経費（会場費等）は実施する市町村等が負担する。

## ４　実施方法

（１）アドバイザー派遣を希望する市町村等は、派遣申請書（別記様式１）により県社協に申請する。

（２）県社協は、市町村等からの申請内容に応じて、上記３（２）の専門職団体と調整し、アドバイザーの派遣を依頼する。

（３）アドバイザー派遣の決定について、県社協は、派遣決定通知（別記様式２）により申請市町村等に通知する。
（４）派遣を受けた市町村等は、アドバイザー派遣実施後、概要報告書（別記様式３）により、アドバイザーから受けた助言等の概要について県社協に報告する。

## ５　その他

（１）広域の複数市町村等による申請も可とする。その場合は、会議の事務局等を代表する市町村等と県社協との間で上記手続きを行う。
（２）派遣時間は１回につき概ね２時間程度とする。
（３）アドバイザーの派遣回数は、１市町村につき年間３回程度とする。
（４）オンラインによる助言も可とする（具体的な実施方法については応相談）。
（５）県社協及びアドバイザーは、その業務上知り得た個人情報を漏洩してはならない。